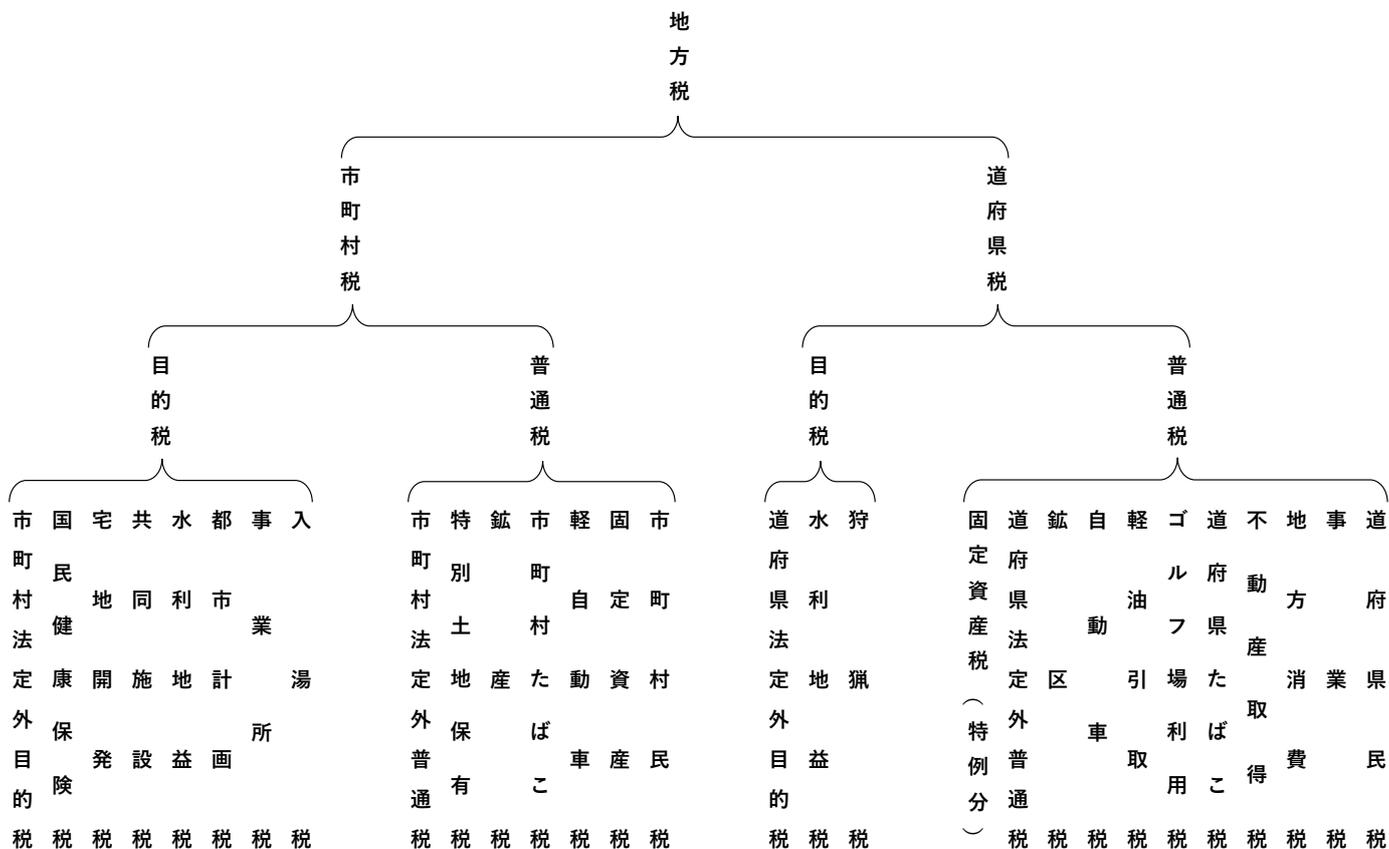


1 市町村税に係る租税体系等

(1) 租税体系



(2) 市町村税目の概要

ア 普通税

○ 市町村民税（個人）

納税義務者：①市町村内に住所を有する個人（均等割額及び所得割額）

②市町村内に事務所等を有する個人で、当該事務所等を有する市町村内に住所を有しない者（均等割額）

税 額：均等割額 = 税率（円）

所得割額 = （当該個人の所得金額 - 所得控除）× 税率（%） - 税額控除額

○ 市町村民税（法人）

納税義務者：①市町村内に事務所又は事業所を有する法人（均等割額及び法人税割額）

②市町村内に寮等を有する法人で、当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割額）

税 額：均等割額 = 当該法人が事務所、事業所または寮等を有していた月数/12 × 税率（円）

法人税割額 = 当該法人の法人税額 × 税率（%）

○ 固定資産税

納税義務者：固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者

税 額：固定資産の価格 × 税率（％）

○ 軽自動車税（種別割）

納税義務者：原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者

税 額：税率（円）

○ 軽自動車税（環境性能割）

納税義務者：三輪以上の軽自動車の所有者

税 額：自動車の通常の取得価格 × 税率（％）

○ 市町村たばこ税

納税義務者：製造たばこの卸売販売業者等が製造たばこを小売販売事業者に売り渡す場合において、当該売り渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売事業者の営業所所在の市町村において、当該売り渡しを行う卸売販売業者等

税 額：売り渡し等に係る製造たばこの本数（千本） × 税率（円）

○ 鉱産税

納税義務者：鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

税 額：鉱物の価格 × 税率（％）

○ 特別土地保有税

納税義務者：土地の所有者又は取得者

税 額：土地の取得価額 × 税率（％）

○ 市町村法定外普通税

地方税法に定める税目（法定税）以外に条例により新設することができる税目で、普通税であるもの

イ 目的税

○ 入湯税

納税義務者：鉱泉浴場における入湯客

税 額：税率（円）

○ 事業所税

納税義務者：事業所等において事業を行う者

税 額：資産割：事業所等床面積 × 税率（円）

従業者割：従業者給与総額 × 税率（％）

- 都市計画税
納税義務者：都市計画法上の市街化区域等に所在する土地・家屋の所有者
税 額：土地又は家屋の価格 × 税率（％）

- 水利地益税
納税義務者：水利に関する事業、都市計画法に基づいて行う事業、林道に関する事業その他土地又は山林の利益となるべき事業により特に利益を受ける土地又は家屋の所有者等
税 額：土地又は家屋の価格又は面積 × 税率（％）

- 共同施設税
納税義務者：共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他これらに類する施設により特に利益を受ける者
税 額：市町村の条例により定められる

- 宅地開発税
納税義務者：都市計画法上の市街化区域等において公共施設の整備が必要とされる地域で権原に基づき宅地開発を行う者
税 額：宅地の面積 × 税率（円）

- 国民健康保険税（料）
納税義務者：国民健康保険の被保険者である世帯主
税 額：基礎課税額 + 後期高齢者支援金等課税額 + 介護納付金課税額

- 市町村法定外目的税
地方税法に定める税目（法定税）以外に条例により新設することができる税目で、目的税であるもの
※道内市町村の導入状況 → 倶知安町：宿泊税（令和元年11月より導入済み）

（3）主な税務用語

- 普通税
収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税

- 目的税
特定の費用に充てるために課される税

- 地方団体
道府県又は市町村（都及び特別区については地方税法上、道府県を都、市町村を特別区と読み替える）

- 地方団体の長
道府県知事又は市町村長

- 徴税吏員
道府県知事若しくはその委任を受けた道府県職員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員
- 標準税率
地方団体が課税する場合に通常よるべき税率として地方税法に規定されている税率
- 制限税率
地方団体において、財政上その他の必要がある場合に標準税率と異なる税率を採用することができるが、その上限として地方税法に規定されている税率
- 課税標準
税額算出のための課税客体（課税の対象となるべき物や行為）の価格、数量等のこと
なお、税率を乗ずる直前の金額を課税標準額と言う
- 非課税
各種の政策目的、税制上の理由等により一定の範囲のものに対して地方税法の規定により課税の対象としないこと
- 課税免除
地方団体が公益上その他の事由により課税を不相当とする場合に、条例の定めるところにより課税しないこと
- 不均一課税
地方団体が公益上その他の事由により必要がある場合、不均一の課税をすることができること
または、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができること
- 減免
天災その他特別の事情がある場合に、地方団体の条例の定めるところにより税額の一部を軽減又は全部を免除すること
- 免税点
課税標準が一定の金額又は数量に満たないものについて、課税をしないこととされている場合のその一定の金額又は数量
- 督促状
納期限までに税金を完納しない者に対して発送される督促の文書
- 督促手数料
地方団体の徴税吏員が、督促状を発した場合に徴収する手数料

- 滞納処分
滞納者が督促を受けてもなお税金を完納しない場合において、納税者の財産から強制的に徴収する手続き
- 差押え
滞納者の財産を換価するための前提手段として、その財産の処分を禁止し確保すること
- 延滞金
租税債務の履行延期に対する遅延利息として徴収する金額
- 過誤納金
納付納入の時には確定した税額があったが減額更正等により納め過ぎとなった金額（過納金）と、納付納入されたがそれに対応する租税債務がないことにより納め過ぎとなった金額（誤納金）のこと
- 還付加算金
過誤納金を還付する場合に、還付金に利子相当分として加算される金額